平成２７年（フ）第４７８号
川崎市宮前区神木本町４丁目11番34号　クレストハイツＢ　203
債務者　山添　琢也
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
相模原市南区相模大野３丁目１番18号　リーフコート704号
債務者　足利　尚美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３２４号
相模原市南区相武台３丁目23番５―205号
債務者　深堀　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２６４号
静岡県熱海市青葉町21番11号　西原方、前住所静岡県熱海市紅葉ガ丘町14番36号
債務者　田内　正明
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
静岡県菊川市高橋2790番地の１　（零れ日ハイツ101）
債務者　藤田タカユキこと　フジタ　オスカー　タカユキ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１１２６号
名古屋市東区新出来２丁目１番11号
債務者　小島　理沙
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７５号
愛知県春日井市朝宮町１丁目30番地１　シャトー柏原401号
債務者　楠本　麻衣
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２１３号
名古屋市中村区則武１丁目13番９号　チサンマンション名古屋第３　704号
債務者　宮田正一こと　崔　　完錫
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８５号
名古屋市中村区太閤４丁目17番３号
債務者　水谷奈帆子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２９号
名古屋市西区中小田井２丁目360番地　光マンション303号
債務者　朝日　憲治
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５６号
京都市伏見区桃山町丹後33番地293、前住所京都市伏見区桃山町丹下１番地18
債務者　古賀　千恵（旧姓松宮）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７８５号
京都市下京区若宮通高辻上る堀之内町271番地
債務者　桂　　大輔
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７９４号
京都市右京区太秦中筋町２番地　プランタン21　303号室、前住所京都府舞鶴市朝来西町１番地の40
債務者　鹿島　隆次
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７９６号
京都市下京区間之町通花屋町下る天神町401番地１　チャイルド・ワン203号
債務者　吉川　裕貴
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８０１号
京都市西京区桂池尻町55番地　セジュール吉106
債務者　細江真由美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９０号
大阪府富田林市西板持町７丁目12番２号
債務者　江口美知子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
福岡県京都郡苅田町大字稲光710番地45（町営住宅55号）
債務者　加生さとみ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係